東地裁総第７７７号

令和５年３月２８日

山　中　理　司　様

東京地方裁判所長　平　木　正　洋

司法行政文書不開示通知書

令和４年１１月２９日付け（同年１２月２日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

１　開示しないこととした司法行政文書の名称等

(1)　令和４年１２月頃に作成された、東京地裁の幹部連絡会の報告資料

(2)　東京地裁職員の過誤事例を取りまとめた文書（最新版）

２　開示しないこととした理由

(1)　１の(1)の文書は、廃棄済みである。

(2)　１の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して３か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課　電話０３（３５８１）２７３３（ダイヤルイン）